

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

規制の名称：

《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》

測量業者の登録の欠格事由（測量法第 55 条の 6 関係）

港湾運送事業の許可の欠格事由（港湾運送事業法第 6 条関係）

一般旅客自動車運送事業の許可の欠格事由（道路運送法第 7 条関係）

特定旅客自動車運送事業の許可の欠格事由（道路運送法第 43 条関係）

自動車道事業の免許の欠格事由（道路運送法第 49 条関係）

自家用有償旅客運送を行おうとする者の登録の欠格事由（道路運送法第 79 条の 4 関係）

自動車分解整備事業の認証の欠格事由（道路運送車両法第 80 条関係）

指定自動車整備事業の指定の欠格事由（道路運送車両法第 94 条の 2 関係）

土地区画整理審議会の委員の被選挙権の欠格事由（土地区画整理法第 63 条、第 70 条及び第 71 条の 4 関係）

自動車ターミナル事業の許可の欠格事由（自動車ターミナル法第 5 条関係）

不動産鑑定業の登録の欠格事由（不動産の鑑定評価に関する法律第 25 条関係）

小型船造船業の登録の欠格事由（小型船造船業法第 7 条関係）

一般貨物自動車運送事業の許可の欠格事由（貨物自動車運送事業法第 5 条関係）

特定貨物自動車運送事業の許可の欠格事由（貨物自動車運送事業法第 35 条関係）

《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》

船員派遣事業の許可の欠格事由（船員職業安定法第 56 条関係）

派遣元責任者の選任（船員職業安定法第 76 条関係）

一般建設業の許可の欠格事由（建設業法第 8 条関係）

特定建設業の許可の欠格事由（建設業法第 17 条関係）

ホテルの登録の欠格事由（国際観光ホテル整備法第 6 条関係）

旅館の登録の欠格事由（国際観光ホテル整備法第 18 条関係）

建築物調査員資格者証、建築設備等検査員資格者証の交付の欠格事由（建築基準法第 12 条の 2、12 条の 3、第 88 条関係）

指定確認検査機関の指定の欠格事由（建築基準法第 77 条の 19 条関係）

指定構造計算適合性判定機関の指定の欠格事由（建築基準法第 77 条の 35 の 3 関係）

指定認定機関の指定の欠格事由（建築基準法第 77 条の 37 関係）

承認認定機関の承認の欠格事由（建築基準法第 77 条の 54 関係）

指定性能評価機関の指定の欠格事由（建築基準法第 77 条の 56 関係）

承認性能評価機関の承認の欠格事由（建築基準法第 77 条の 57 関係）

建築基準適合判定資格者の登録の欠格事由（建築基準法第 77 条の 59 関係）
構造計算適合判定資格者の登録の欠格事由（建築基準法第 77 条の 66 関係）
一級建築士、二級建築士、木造建築士の免許の欠格事由（建築士法第 7 条関係）
構造設計一級建築士講習・設備設計一級建築士講習に係る登録講習機関の登録の欠格事由（建築士法第 10 条の 23 関係）
定期講習に係る登録講習期間の登録の欠格事由（建築士法第 22 条の 3 関係）
建築士事務所の登録の欠格事由（建築士法第 23 条の 4 関係）
管理建築士講習に係る登録講習期間の登録の欠格事由（建築士法第 26 条の 5 関係）
港湾運営会社の指定の欠格事由（港湾法第 43 条の 11 関係）
海事代理士の欠格事由（海事代理士法第 3 条関係）
宅地建物取引業者の免許の欠格事由（宅地建物取引業法第 5 条関係）
宅地建物取引士の登録の欠格事由（宅地建物取引業法第 18 条関係）
指定流通機構の指定の欠格事由（宅地建物取引業法第 50 条の 2 の 5 関係）
指定保証機関の指定の欠格事由（宅地建物取引業法第 52 条関係）
指定保管機関の指定の欠格事由（宅地建物取引業法第 63 条の 3 関係）
宅地建物取引業保証協会の指定の欠格事由（宅地建物取引業法第 64 条の 2 関係）
旅行業の登録の欠格事由（旅行業法第 6 条関係）
旅行者代理業の登録の欠格事由（旅行業法第 6 条関係）
旅行業務取扱管理者の選任の欠格事由（旅行業法第 11 条の 2 関係）
旅行サービス手配業の登録の欠格事由（旅行業法第 26 条関係）
旅行サービス手配業務取扱管理者の選任の欠格事由（旅行業法第 28 条関係）
旅行業協会の指定の欠格事由（旅行業法第 41 条関係）
空港機能施設事業者の指定の欠格事由（空港法第 15 条関係）
不動産鑑定士の登録の欠格事由（不動産の鑑定評価に関する法律第 16 条関係）
船員雇用促進等事業を行う者の指定の欠格事由（船員の雇用の促進に関する特別措置法第 7 条関係）
特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定の欠格事由（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第 3 条関係）
鉄道事業の許可の欠格事由（鉄道事業法第 6 条関係）
索道事業の許可の欠格事由（鉄道事業法第 38 条関係）
不動産特定共同事業の許可の欠格事由（不動産特定共同事業法第 6 条関係）
小規模不動産特定共同事業の登録の欠格事由（不動産特定共同事業法第 44 条関係）
適格特例投資家限定事業の届出の欠格事由（不動産特定共同事業法第 59 条関係）
登録住宅性能評価機関の登録の欠格事由（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 8 条関係）
登録講習機関の登録の欠格事由（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 26 条関係）
登録住宅型式性能認定等機関の登録の欠格事由（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 45 条関係）
登録試験機関の登録の欠格事由（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 62 条関係）
マンション管理士の登録の欠格事由（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 30 条関係）
マンション管理業の登録の欠格事由（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 47 条関係）

管理業務主任者の登録の欠格事由（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 59 条関係）
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の欠格事由（高齢者の居住の安定確保に関する法律第 8 条関係）

指定登録機関の指定の欠格事由（高齢者の居住の安定確保に関する法律第 29 条関係）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の欠格事由（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 11 条関係）

指定登録機関の指定の欠格事由（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 26 条関係）

特定地方管理空港運営者の指定の欠格事由（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第 14 条関係）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録の欠格事由（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 40 条関係）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録の欠格事由（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 57 条関係）

住宅宿泊事業の届出の欠格事由（住宅宿泊事業法第 4 条関係）

住宅宿泊管理業者の登録の欠格事由（住宅宿泊事業法第 25 条関係）

住宅宿泊仲介業者の登録の欠格事由（住宅宿泊事業法第 49 条関係）

規 制 の 区 分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担 当 部 局：国土交通省海事局総務課

評 価 実 施 時 期：平成 30 年 3 月 12 日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の権利の制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されており、本改正が行われない場合、その状況が続くことになる。

【規制の目的】

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

【課題及びその発生原因】

上記各法律における許可（認可、登録、資格等）は、それぞれの法律の目的の下に設けられているが、現在、これらの許可の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちの一つとして、従前、成年被後見人等を欠格条項としてきたものである。【規制の目的】

一方、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条第 2 号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これを踏まえ、これら許可における成年被後見人等に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月 1 日第 9 回内閣府成年後見制度利用促進委員会）において見直すこととされたものである。【規制の必要性】

[規制の内容]

《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》

今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、これらの許可の制度自体は見直さないものの、各欠格事由から成年被後見人等を削除する。【規制の内容】

《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》

上記に併せて、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定。以下同じ。）について規定がない法律については、この規定を新設する。【規制の内容】

2 直接的な費用の把握

② 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

[遵守費用]

《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》

特段発生しない。【遵守費用】

《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》

申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。【遵守費用】

③ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

[行政費用]

《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》

特段発生しない。【行政費用】

《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》

個別審査規定を個別法において新設するに当たり、当該資格の許可に該当するかどうかを審査する費用が想定されるが、各許可において審査項目は多数あり、今回、設置する個別審査規定の該当性の審査は、その一部であることから追加的な費用は僅少である。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》

当該規制において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。【効果（便益）】

《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》

当該規制において、成年被後見人等の欠格条項を削除し、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）が設置されるため、今後は、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。【効果（便益）】

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記の効果に鑑み、金銭価値化は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》

欠格事由を削除するものの、既存の個別審査規定によりこれらの許可に必要な能力の有無を判断するため、特段の影響は想定されない。【副次的な影響及び波及的な影響】

《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》

特段想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》

本改正案においては、特段遵守費用及び行政費用が特段発生するものではなく、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等をこれらの許可から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消※）が非常に大きいと考えられる。

※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐる訴訟も提起されている状況。

【政策評価の結果】

《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》

本改正案の結果として、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等をこれらの許可から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消※）が非常に大きいのにに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。

※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐる訴訟も提起されている状況。

【政策評価の結果】

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除し、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）を新設する以外の方法は想定できない。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

【想定される代替案】

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて

(議論の整理)

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

【その他関連事項】

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》

—

《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》

当該事前評価書記載の各規制については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、施行から 5 年後（平成 35 年度）に事後評価を実施する。

【事後評価の実施時期】

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》

—

《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》

成年被後見人がこれらの法律の認可等を受けた件数を指標とすることが考えられるが、本法律改正の趣旨を踏まえれば申請者が成年被後見人であるかを確認することはできない。このため、副次的な影響及び波及的な影響の有無で事後評価を行うこととする。

【事後評価に向けた費用、効果（便益）及び間接的な影響の測定指標等】